

農業を国家プロジェクトとして  
再生・強化せよ

2010年5月

社団法人 関西経済同友会

農業委員会

# 目次

## 提言概要

～ はじめに ～	1
提言 1. 日本の農業再生を国家の最優先課題のひとつと位置づけ、 ぶれない農政の策定を	3
提言 2. 国内農業の再生のために、担い手育成を急げ	5
提言 3. 国内農業の競争力強化を加速化し、食料安全保障の強化を図れ	8
提言 4. 需要拡大に向けた農政により日本の農業の未来を開け	10
提言 5. 関西は、農業と食の情報発信基地となろう	14
～おわりに～	15
資料編	16
平成 21 年度 農業委員会 活動状況	27
平成 21 年度 農業委員会 名簿	29

# 提言「農業を国家プロジェクトとして再生・強化せよ」【概要】

## ■基本的な考え方

- 農業は国づくりの根幹を成すものである。
- 食料安全保障、地球環境保全、地域活性化などの観点から、国内農業の再生が必要である。
- 日本の農業は、収益力のある持続可能な『産業』として育成されねばならない。

## ■日本の農政において重要なことは何か？

- 長期的な視野を持ち、ぶれない政策を実施すること。
- 税金投入による農業の再生につき、国民の十分な理解を得ること。
- 農業の多面的機能に鑑み、省庁間連携により農政を策定すること。
- 地域ごとの農業の特性を踏まえ、その地域に適した農政を実施すること。
- 規制緩和により競争を促進すること。
- 農業の新規参入に対するインセンティブを付与すること。

## ■日本の農業再生のために何をすべきか？

○国家プロジェクトとして位置づけた重点投資

○セーフティネットの拡充

- 戸別所得補償制度の制度設計の吟味
- 就農初期におけるリスクの低減

○農業の体質強化

- 担い手育成
- 農業の大規模化・多角化

○国内需要の拡大と輸出の振興

- 国内農産物の消費拡大に資する取り組み
- 農産物の高付加価値化

## ■提言

### 【提言1】日本の農業再生を国家の最優先課題のひとつと位置づけ、ぶれない農政の策定を

- (1) 国家戦略室内に「農業再生特別対策チーム」の設置を（省庁間連携の促進）
- (2) 地域ごとの農業の特性を踏まえた公平な農政を（自治体との連携強化）
- (3) 農家の自由裁量を高め、生産意欲を維持・促進する農政を（競争により競争力が磨かれる）

### 【提言2】国内農業再生のために、担い手育成を急げ

- (1) 農業高校・農業大学を手厚く助成し、担い手育成を加速させよ
- (2) 「環境保全スキーム」の導入により企業の農業参入を促進せよ
- (3) 新規就農促進のための民官学連携の担い手育成スキームを構築せよ
  - ①官民の協力による農地の売買・貸借の円滑化
  - ②無担保・無保証融資制度の創設
  - ③公共職業訓練に農業技術習得カリキュラムの開設
- (4) 担い手のネットワークを構築せよ
- (5) グローバル人材を育成せよ（海外との人材交流の促進）

### 【提言3】国内農業の競争力強化を加速化し、食料安全保障の強化を図れ

- (1) 農地の利用権の集約の加速化を図れ
- (2) 農地の有効利用を促進せよ
- (3) 転作奨励により自給率向上に資する生産の多様化を図れ

### 【提言4】需要拡大に向けた農政により日本の農業の未来を開け

- (1) 給食の完全無料化を実施し、コメや地場産品の消費拡大につなげよ
- (2) ブランド化を追求せよ
- (3) 流通を効率化し、販路拡大につなげよ（都市型直売所の定期開催支援など）
- (4) 国をあげて輸出促進を（コメ・果実・食文化の輸出）

### 【提言5】関西は、農業と食の情報発信基地となろう

- (1) 関西は、高付加価値と多角化を志向した農業を極めよう
- (2) 関西は、農業・食の知の集積地を目指そう
- (3) 関西は、学校教育やボランティアに農業を生かそう

## ～はじめに～

2009 年は大きな変化の年であった。日本にとっては、戦後 55 年続いた自由民主党による一党優位制に終止符を打ち、民主党がマニフェストを掲げて新しい政治を試みた年であった。

ここに、民主党のマニフェストおよび昨年 12 月末に発表された「新成長戦略（基本方針）」より農業に関連する項目を抜粋した。

### <民主党マニフェスト>

31. 戸別所得補償制度で農山漁村を再生する。

〔政策目的〕

○農山漁村を 6 次産業化（生産・加工・流通までを一体的に担う）し、活性化する。

○主要穀物等では完全自給を目指す。

○小規模経営の農家を含めて農業の継続を可能とし、農村環境を維持する。

○国土保全、水源かん養、水質浄化、温暖化ガス吸収など多面的な機能を有する農山漁村を再生する。

〔具体策〕

○農畜産物の販売価格と生産費の差額を基本とする「戸別所得補償制度」を販売農家に実施する。

○所得補償制度では規模、品質、環境保全、主食用米からの転作等に応じた加算を行う。

○畜産・酪農業、漁業に対しても、農業の仕組みを基本として、所得補償制度を導入する。

○間伐等の森林整備を実施するために必要な費用を森林所有者に交付する「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入する。

51. 緊密で対等な日米関係を築く

○米国とのあいだで自由貿易協定（FTA）を締結し、貿易・投資の自由化を進める。

54. 世界の平和と繁栄を実現する

○紛争解決制度の充実や農業を含む政策の根本的見直しにより、世界貿易機関（WTO）交渉妥結に向けて指導力を発揮するなど、貿易・投資の自由化を推進する。

### <新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～>

【2020 年までの目標】

『食料自給率 50%』、『木材自給率 50%以上』

『農林水産物・食品の輸出額を 2.5 倍の 1 兆円』

【主な施策】

○戸別所得補償制度の導入、地域資源の活用、6 次産業化、農商工連携等による農林水産分野の成長産業化

○路網整備、人材育成、木材・バイオマス利用等による森林・林業の再生

○検疫協議や販売ルートの開拓等を通じた農林水産物等の輸出拡大

民主党のマニフェストに戸別所得補償制度が大きく掲げられていること、そして、コメの戸別所得補償のモデル事業が2010年度から実施されることから、新政権発足以来、政府はコメ生産の議論に終始している。しかしながら、我が国の農業にとって今、最も重要であるのは、国が農業の中・長期的なビジョンを示し、また、それを達成するためにいかなる施策が必要であるか、国や農業関係者だけではなく、消費者である国民も巻き込んで十分に議論することである。税金の投入により農業を強化するためには、国民とその目的を共有しなければ継続的な財源確保は期待できないからである。

民主党のマニフェストからは、WTO交渉の妥結、FTAの締結を促進する一方で、国内農業を直接支払いにより守ろうとする意図が読み取れる。WTOのドーハ・ラウンドが妥結すれば、農産物の市場開放がいつそう進み、農産物の市場価格の下落は避けられない。政権交代は、過去のしがらみに縛られることなく、これまでの農政を見直す絶好のチャンスである。戸別所得補償制度は、EUやアメリカで行われている直接支払い制度であり、我が国では初めての試みである。グローバル化の潮流の中で、日本の農業が国際競争に勝ち残るためには、海外の農業との競争条件を可能な限り同等にする必要がある。直接支払い制度の導入は正しい選択であり、日本の農業支援における大きな転換と言える。しかしながら、制度設計については、補償の基準となる生産価格と販売価格をどのように決定するのか、給付対象や補償金額は適正なのか、認定農業者・集落営農などの担い手にとってプラスとなるのか等の課題が残されており、広く現場の声を聴取し、地域ごとの農業の特徴を十分に把握した上で、長期的な視野を持って吟味されるべきである。日本の農業の国際競争力を高めるためには、戸別所得補償制度だけでなく、担い手育成や農業の大規模化・多角化といった農業の体質強化策を講じつつ、生産された作物を、国民が買い支える、または輸出するという流れを早急に生み出さねばならない。

当委員会は、国の最重要課題の一つである食料問題の川上ともいべき農業の現場の問題に切り込むべく、関西地域における行政、農協など農業関係者へのヒアリングや農業の行方を憂慮する有識者との意見交換を行った。また、戸別所得補償制度をはじめとする新農政の方向性につき、農林水産省の山田正彦 副大臣にご講演いただき、衆議院農林水産委員長である筒井信隆 衆議院議員にもヒアリングを行った。

民主党が一丁目一番地に掲げる地域主権改革の実現に備え、国は、地域活性化の鍵として農業を地域の基幹産業に位置づけるべきである。農業は国づくりの根幹を成すものであり、急速に変化する世界の中で、日本の農業を収益力のある持続可能な『産業』として育成するために、可能な限り具体的な方策を提唱する。

## 《提言 1. 日本の農業再生を国家の最優先課題のひとつと位置づけ、

### ぶれない農政の策定を》

日本の農業の現状をみるに、国土面積約 38 万 km<sup>2</sup>のうち農地は約 12%であり、45 年前の約 16%と比較すると約 4%減少している。その農地のうち約 8% (約 38.6 万 ha、3,860km<sup>2</sup>) が耕作放棄地で、過去 20 年間で 3 倍に拡大し、現在埼玉県的面積 (約 3,800km<sup>2</sup>) に匹敵するまでになっている。また、農業人口は半世紀で約 8 割も減少しているが、とりわけ深刻な問題は、その高齢化である。農業人口の約 6 割を 65 歳以上が占めており、若年層の就農者数は減少の傾向が続いている。これまでの農政は、国内農業の競争力強化につながらないどころか、衰退・弱体化を招く一因となっている場合すらあり、抜本的な改革は喫緊の課題である。

ここまで疲弊している日本の農業を再生し、成長させるには、莫大な時間、労力そしてコストがかかることは明白であり、そのために、国民の十分な理解を前提として農業への税金投入が避けられない。税金を投入するからには、安定的な食料供給の確保、競争力向上による国内産品の価格低下や輸入関税の撤廃・削減による輸入食品の価格低下、そして何よりもかけがえのない日本の環境保全、すなわち自然の保護や美しい景観の維持により、国民の生活に還元されるべきである。

その時々政局や党利党略などを理由に、制度の改定・廃止や、執行の延期などが頻りに行われるようでは、農業の再生はあり得ない。農業の方向転換には時間を要するため、長期的な視野を持った農政を策定することが重要である。国は、農業の再生を国家プロジェクトとして位置づけ、農政全体の中・長期のビジョンを示した上で、そのビジョンの実現に向けて、具体的施策を決定していかねばならない。

#### (1) 国家戦略室内に「農業再生特別対策チーム」の設置を（省庁間連携の促進）

農業には、食料生産のみならず、自然災害の防止、環境の保全、美しい田園風景などの景観の維持、子ども達に食や命の大切さを教える教育にも資するという多面性がある。こうした農業の持つ多面性の観点、また農商工連携の推進の観点から、農林水産省だけでなく、国土交通省・環境省・観光庁・文部科学省・経済産業省といった複数の省庁が農政に参加すべきである。たとえば、国家戦略室内に農業再生に係わる省庁横断型のチーム（仮称：農業再生特別対策チーム）を設置し、予算と権限を与えれば、限られた財源を効果的に投入できる上、農業の再生に向けた中・長期ビジョンの策定が可能となる。

農業再生特別対策チームは、まず、産業として成り立つ魅力的な農業とはどのような農業であるかを明確化し、いかにして新規参入者を呼び込むのか、そして、持続可能な農業の営農規模や形態につき徹底的に研究した上で、生産者側の農政に留まることなく、国内外の消費・需要拡大のための政策の策定を行うことが必要である。

また、農業を維持することの重要性を国民と共有するためにも、農業の多面的機能の適正な貨幣評価を示さなければならない。農林水産省が発表した「21 世紀への提言 Solution 農業・農村の多面的機能を見直そう」において、農業の多面的機能の貨幣評価は 5 兆 8,000 億円

となっている。一方、三菱総合研究所は、農業・林業の主な多面的機能の貨幣評価を 78 兆 5,000 億円と試算している。いずれも 2001 年の評価であるが、その評価には大きな隔たりがある。農業再生特別対策チームは、環境保全に対する世界的な危機感（温室効果ガス排出量規制や、生物多様性の保全等）を踏まえ、農業の多面的機能の貨幣評価を改めて行う必要があるだろう。

## （2）地域ごとの農業の特性を踏まえた公平な農政を（自治体との連携強化）

かつてのコメの生産調整は市町村ごとに配分され、地域間、参加者・不参加者間で感情的な軋轢を生むことがあった。また、国の米価維持への義務感（余剰米の買い上げ等）を見越した生産調整に参加せず、便益は享受するが対価を負担しない者（「フリーライダー」）が存在するために、制度の不公平感が否めなかった。新しい選択制の生産調整制度の下では、こういった不公平感が払拭されるものと期待される。

しかしながら、農業の規模も、生産コストも、地域ごとに異なる状況下で、全国一律の政策・補助は実情に即していないという声も聞かれる。2010 年度のモデル事業はコメの販売農家のみを対象としており、そもそも、地域によってはコメと並んで主要な生産物である野菜・果樹が対象外となっている点でも公平性に欠けると言わざるを得ない。

日本は、南北に長い国土を有し、地域ごとに農業の特性に大きな違いがある。地域で最も効果的な補助を行うために、農業強化に繋がる施策を自治体側より提示し、自治体間の競争を促しつつも、地域の農業の現場ニーズに即した補助金交付の仕組みを構築すべきである。

## （3）農家の自由裁量を高め、生産意欲を維持・促進する農政を（競争により競争力が磨かれる）

戸別所得補償は、選択制の生産調整制度であることから、農家の自由裁量を高めるという点で評価できる。政策の趣旨を歪めないためには、国は、市場価格維持のための介入を行ったり、生産調整不参加者による増産分を、参加者の生産目標数量を減らすことで帳尻合わせたりするなどの事後的処理を行わないことが基本である。

本来、戸別所得補償は、市場競争による農産物の価格低下に伴う農家の収益減を、直接支払いにより下支えすることを目指すものであるため、市場価格維持政策である減反（生産調整）への参加を交付条件とすることには矛盾があり、段階的であっても、減反制度は廃止されるべきである。しかし、この場合、コメの供給増による市場価格の下落も予想されることから、出口戦略としての需要拡大対策を合わせて講じる必要がある。

また、品質改善に努力し、より付加価値の高い農産物を作る農家の生産意欲を維持するためには、戸別所得補償の定額給付とは別に、ブランド化を促進するための支援施策を積極的に行うべきである。特に、コメ栽培に適應しない地域は、これまでも地域ブランド農産物を栽培し高付加価値化を目指してきている。こうした努力に報いる制度で、日本の農業全体の産業力の底上げが図られなければならない。

## 《提言 2. 国内農業の再生のために、担い手育成を急げ》

日本の農業の担い手の現状を見るに、農業従事者の減少と高齢化が進行している。また、関西においても中山間地域での過疎化など、産業構造の変化による若年層の都市部への流出により、農業従事者の高齢化が進んでいる。

農業に産業としての魅力が不足しているために、農業従事者の減少に歯止めがかからないことに加えて、新規就農を阻む壁が極めて大きな問題である。担い手支援策は、所有農地の規模や農業従事者の後継者であるか否かにかかわらず、農業を職業として選択する人々すべてに開かれていることが重要であり、透明性の高い農政のもと、それぞれの事情に応じた支援策を講じられねばならない。

将来の担い手の第一候補は、農地や技術、取引先など就農環境がすでに整備されている農業従事者内の後継者である。そして第二候補は農業以外からの新規就農者であり、他産業での経験等を活かし、高いモチベーションで農業への参入を望む人々だが、この場合、行政の支援がより重要となる。また、子どもは皆、将来の担い手候補であるので、子どもの教育についても、農政に盛り込んでいくべきである。

### (1) 農業高校・農業大学を手厚く助成し、担い手育成を加速させよ

担い手の育成の面で農業高校・農業大学が果たす役割は大きい。農業高校・農業大学は、卒業後直ちに就農可能な学生を育成すべく、栽培技術はもちろんのこと、マーケティング、経営学をはじめとした就農に必要な知識の習得のために、質・量ともに充実したカリキュラムを提供する必要がある。高校については実質無償化が決定されたが、農業高校に対しては、授業料だけでなく、就学に関わる費用にまで無償化の範囲を拡げ、また、農業大学においても、就農した場合は返還義務を負わない奨学金を学生に対して給付するなどの支援を行うことで、就農インセンティブを付与し、若年層の更なる農業参入を支援すべきである。

### (2) 「環境保全スキーム」の導入により企業の農業参入を促進せよ

2009年の農地法改正等により、企業の農業参入の機会は広がったが、投資回収の面では問題も多く、追加的支援により、企業の農業参入を加速させる必要がある。そこで、農業の多面的機能の中でも、とりわけ地球環境保全機能に力点をおいて、企業の農業参入を促すべきである。国は、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げているが、この分野においても、ビニールハウス栽培用燃料のバイオマス燃料への転換や耕作放棄地を利用した菜種栽培など農業が貢献できる余地があり、排出量取引に加え、農業参入により削減目標を達成するという選択肢が用意されれば、企業の農業参入の動きがさらに広がるだろう。

「国内クレジット制度」を活用し、農家が排出枠を企業に売却する事例は既にみられるが、さらに踏み込んだ「環境保全スキーム」の導入を提唱する。2010年10月に名古屋において開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を見据え、生物多様性の保全に配慮した農業を「環境保全スキーム」の対象とし、例えば、復田(耕作放棄された田を再び耕作可能な状態に復

帰させる作業)において、堆肥や稲わらなどの有機物を肥料として使うことで土壌のCO<sub>2</sub>蓄積を増やす農法を採用・支援した企業に対し、温室効果ガスの排出量規制を緩和すれば、排出枠を求めて海外に流出する可能性のあった資金を国内に留保できるだけでなく、企業は、国土保全への貢献によるブランドイメージ向上等のメリットを享受できる。

また、採算性の面から再生不可能な耕作放棄地については、これを風力発電所や太陽光発電所として利用するなど、実際には農業を行わない場合であっても、減税措置を講じるなどのインセンティブを付与すれば、関心を示す企業も少なくないであろう。企業にとって農業は、農産物の売買だけでは成り立たない産業かもしれないが、環境保全義務に係わるコストを勘案すれば、魅力的な投資先となる可能性は高い。

農業を強い産業、魅力ある産業として確立させ、高度化させていくためには、異業種との協働が有効であり、企業の農業参入により、農業の6次産業化が加速されることが期待される。バイオマス産業などを、農業と異業種の融合した新産業として農政の中で取り上げ、支援していくべきである。

### (3) 新規就農促進のための民官学連携の担い手育成スキームを構築せよ

新規就農促進に向けては、就農独立し、農業経営者に至るまでのキャリアパスの階段を整備することが必要である。

農業法人や集落営農組織は若い農業者を育成する場としても機能することから、こういった民間組織が、農業高校や農業大学と連携し、かつ行政と連携することにより、新規参入の障壁を可能な限り低くすれば、円滑な参入が可能となる。

新規就農の際の障壁として、「農地」「資金」「販路開拓」「栽培技術」などが考えられるが、とりわけ「農地」「資金」に関しては、官の役割が重要である。「販路開拓」「栽培技術」については、民間組織・学校との連携を強化し、ノウハウの共有を促すべきである。

#### ①官民の協力による農地の売買・貸借の円滑化

新規就農や農地取得を目指す際に必要な情報(遊休農地や賃貸農地の情報)等を、行政が民間と協力しデータベース化・集約しておけば、買い手・借り手は希望する農地を効率的に確保できる。また、農地の売り手・貸し手が行政の仲介により安心感を覚えれば、情報の開示が進み、データベースの拡充が促進される。また、情報のデータベース化・集約が行われ、農地の売買・貸借の円滑化が実現した後は、民間のみの運営に移行することも可能である。

パソナは農業への人材流動化を促進することを目的として、取得または貸借した農地を使い、新規就農者向けの研修事業「パソナ・チャレンジファーム」を実施しており、一定の成果を生み出しつつある。これは、兵庫県との連携により、プロジェクト実施地として淡路市の農地を取得できた点に依るところが大きい。

## ②無担保・無保証融資制度の創設

「パソナ・チャレンジファーム」では、パソナが研修生に対し、初期費用、運転資金（設備、苗、資材代）を全額提供し、研修期間中は生活費として月額約20万円を給付し、寮も完備する。また、鳥取県は「アグリスタート研修事業」を実施しており、雇用形態で1年間研修を行い、給与、住居手当等、合計で月額14万5,000円（上限額）を支給している。

新規就農において、初年度に必要となる資金は1,000万円以上であるため、自己資金に加え、融資制度、経費助成制度の利用など、資金調達が課題となる。主な融資制度として国が実施する「就農支援資金」があるが、同制度は「認定就農者」になることが条件となっており、農協等が窓口になることが多く、保証人を求められる。農協を利用しない場合は、同制度は利用できないが、農協を利用した場合でも、保証人が地元の人間でないと融資を断られるケースもあり、地縁の無い移住者には資金調達が大きな壁となっている。新規就農時の資金調達をサポートするため、公的な無担保・無保証融資制度の創設が急がれる。

## ③公共職業訓練に農業技術習得カリキュラムの開設

職業に必要な知識・技能を習得することを目的とした「公共職業訓練」制度の中に、就農希望者に対する農業技術習得カリキュラムを開設し、就農の円滑化を図るべきである。

和歌山県など一部の自治体では、農業生産法人における就農、農業自営、農業関連産業への就職を目指したコースを開設している。今後、同様の取り組みが全国で拡充されれば、農業技術の共有化、伝授という観点から、日本の農業の財産となりうる。

## (4) 担い手のネットワークを構築せよ

日本農業の再生に向けて重要な鍵を握るのは、地域におけるリーダーの存在である。リーダーの育成には、既にリーダーが活躍している自治体や団体に学び、現場レベルの人材交流が促進されることが重要である。福井県あわら市の坪田清孝 経済産業部長は地域で集落営農の推進役として活躍しており、そのリーダーシップとノウハウを学ぶために全国から農業や自治体の関係者があわら市を訪れている。

このように、リーダーを増やし、人材交流を支援することは、農業技術、経営ノウハウ、農業に関する情報の共有にも役立ち、国内農業全体の競争力強化に繋がる。このような地域のリーダーのネットワークに、農業学校のネットワークを絡めることにより、更に有力な担い手ネットワークを構築すべきである。

## (5) グローバル人材を育成せよ

グローバル化の潮流の中で日本の農業を再生・強化するためには、諸外国の農政を研究し、世界の農業に学ぶ姿勢も重要である。また、グローバルマーケティングを行い、国内市場のみならず輸出も視野に入れた生産を行うべきである。

また、日本の農業技術を移転することにより、日本式農業を世界、特に、気候や食文化の類似性があるアジア市場に広めることも可能だ。そのためにも、海外からの研修の受け入れを促進し、海外との人材交流を深め、日本の農業の担い手をグローバル人材として育成していかねばならない。

### 《提言 3. 国内農業の競争力強化を加速化し、食料安全保障の強化を図れ》

昨今の食料価格、特に穀物価格の高騰に端を発して農産物の輸出禁止措置が各国でとられたこと、そうした自国優先の行動を国際社会が容認したことに対する衝撃はいまだ記憶に新しい。

国連人口部の 2008 年のデータによると、1987 年に 50 億人だった世界の人口は、1999 年に 60 億人を超え、2008 年には 67.5 億人に達した。そして、2025 年には 80 億人、2050 年には 91.5 億人になると推計されている。また、アメリカ国務省国際情報プログラム局の E ジャーナル 2010 年 3 月号によれば、人口増などによる世界の食料需要は 21 世紀の前半に 7 割増加する可能性があるとしている。一方、食料供給拡大には、単位当たり収量や農地を増やす必要があるが、農業用水はすべての淡水の 70%を占めており、将来の食料生産は水の供給量によっても制限されることとなる。したがって、今後の世界食料需給はひっ迫するものと予測されるので、国は国民への食の安定供給のための施策実施を加速すべきである。日本の農業資源を最大限に活用し、その価値を高める方向へと導く農政が必要である。

#### (1) 農地の利用権の集約の加速化を図れ

農業自体の競争力強化のためには、大規模化は避けては通れない課題である。農地の賃貸に関する規制が緩和されたことにより、利用権の集約による大規模化が可能となった。今後は、個人農家の大規模化、小規模農家の集落営農化を促進するような農政が必要である。

今次の戸別所得補償モデル事業においては、集落営農から離脱する農家の出現を危ぶむ声も聞かれる。また、所得補償とはいえ、面積あたりの補助金交付に他ならず、現行の 10 アールあたり 1 万 5,000 円の補助がどの程度農家の生活補償に役立つかは未知数である。所得補償というセーフティーネットは必要だが、国内農業の再生のためには、農業自体の競争力強化がより重要であり、戸別所得補償制度についても、一層の集約化・大規模化を促すためのインセンティブを付与すべきである。例えば、面積要件を課して、一定規模以上の農業経営体を対象とする補償を行えば、小規模農家の集落営農化により、農地の集約が期待できる。

#### (2) 農地の有効利用を促進せよ

国内の「耕作放棄地」は埼玉県に匹敵するほどの面積、関西だけを考えても琵琶湖 1/4 個分に相当するほどの面積がある。また、水田面積のうち約 30%が「生産調整田」(生産調整のために作付けはされていないが、農地としてすぐ活用が可能な水田)である。国土の狭い日本において、これほどの土地が有効に利用されていない状況は資源の無駄と言わざるを得ない。

まずは、調整田の活用を最優先に実施し、次いで、生産性の高い平地の耕作放棄地の再生・利用に取り組むというように段階的な再生策を打ち出すことを考える必要がある。また、中山間地域、日照条件が悪い、作物が育ちにくいなどの生産性の極めて低い耕作放棄地については、再生後の利用方法を踏まえ、そもそも再生が必要であるかを検討した方がよい。

近年、企業や自治体が耕作放棄地再生に取り組む動きが徐々に増えてきた。たとえば、

大阪に本社を置く農業機械メーカーであるクボタが、耕作放棄地再生を目指す地域や団体に自社の農業機械とオペレーターなどを提供する独自のプロジェクト「e プロジェクト」を展開している。福井県あわら市では、独自の耕作放棄地再生プロジェクトを立ち上げている。あわら市のプロジェクトでは、そばの作付けを行う認定農業者を募り、耕作放棄地でそばを生産し、畑としての機能が復元された後、改めて農業生産法人などに農地を貸している。

国は、こうした国内農業の維持や競争力強化に資する取り組みを促進するような支援策を打ち出すべきである。

### **(3) 転作奨励により自給率向上に資する生産の多様化を図れ**

国は、転作奨励金については、2010年度のトライアル事業として麦と大豆が全国一律10アール当たり3万5,000円とし、飼料・米粉用のコメには最も手厚い8万円という奨励金を交付する。食料自給率を高め、耕作放棄地の利用という観点からも有望な施策であるが、転作作物は多種多様であり、奨励金の交付額や対象作物の選定および生産目標の設定については、生産費や、販売費など十分なデータの収集を行った上で決定すべきである。また、転作助成とコメの生産調整は、別の制度として扱いリンクさせてはならない。

## 〈提言 4. 需要拡大に向けた農政により日本の農業の未来を開け〉

需要と供給のバランスを改善しないことには、国内農業の発展はおろか存続さえも困難である。従来の農政は、供給側である生産者に主眼を置いており、消費者不在の政策であった。今後は、国民が日本の農産物を買って支えることで日本の農業を守り、その行為が日本の国土を守ることにつながるという認識を国民の中に醸成しなければならない。そのためにも、消費者のニーズに応じた生産を行うとともに、日本の基幹作物であるコメの消費拡大に有効な施策を推進すべきである。

### (1) 給食の完全無料化を実施し、コメや地場産品の消費拡大につなげよ

「子ども手当」の財源をもって給食の完全無料化を行うべきである。これは、子育て支援と日本の農産物の需要拡大による農家支援の両方に資する施策である。文部科学省によると、「平成 19 年度の公立学校において保護者が負担する学校給食費の月額、小学校で約 4,000 円、中学校で約 4,500 円」である。他方、「子ども手当」は平成 22 年度で月額 1 万 3,000 円が給付されるので、給食費の完全無料化を子ども手当の財源の範囲内で行うことが可能である。給食代の未納・滞納問題についても、給食の完全無料化により解消される上、母親の家事の負担を軽減し、女性の社会進出をも後押しするため、バラマキとの批判も強い「子ども手当」よりも国民の理解を得やすい施策であり、早急の実施されることを期待する。

給食の完全無料化を行い、米飯・米粉パン・米粉麺といったコメの消費を拡大させるものや地場産品を中心に提供し、国が率先して需要拡大に努めるべきである。米食の習慣を身につけた子どもたちが将来のコメの消費に貢献し、コメの需要拡大が日本の農業を守ることにつながれば理想的な展開である。

大阪府は、公立中学校での給食実施率が 20%弱と全国平均(91%)と比べて著しく低い。給食の完全無料化を機に、地場産品を使ったおいしい給食を提供すれば、子どもの食育や地産地消の促進にも貢献することが可能である。

### (2) ブランド化を追求せよ

食料の場合、「美味しさ」に加え、「安心・安全」が付加価値となり、消費者を惹きつける。国内市場を見てみると、野菜や果物の種類も豊富になり、品種改良やブランド化が着実に進んでいることが伺えるが、今後は「安心・安全」面への消費者ニーズにも対応していく必要があるだろう。たとえば、関西では、すでに「神戸ビーフ」や京野菜など、世界ブランド・全国ブランドとして確立された商品も多く、また、消費者の健康志向により、「コウノトリ育むお米」や、「たかしま生きもの田んぼ米」などが環境配慮型のブランド米として有名になりつつある。このような消費者ニーズを的確に反映したモノづくりは、産業における基本であり、農家はニーズに沿った生産・商品開発をすることで、収益向上を追及するという方向性を目指す必要がある。

日本の高い加工技術もブランド化を図る上で大変重要である。また、安全性も付加価値の要素となることから、1 次産品の安全性はもとより、加工品の製造プロセスにおける品質管理体制の強化により、日本品の安全性に対する信頼を確固たるものにすべきである。

### (3) 流通を効率化し、販路拡大につなげよ

直売所や、ITを活用した直接販売は、生産者と消費者の距離を縮め、流通における効率を向上させるのみならず、生産者が市場ニーズを理解するための手段として効果的であり、販路拡大につながることが期待される。

#### ① 都市型直売所の定期開催支援

\* 都心住民をターゲットにしたマルシェ

大阪市内でも、マルシェ（市）が開催されるようにはなったが、定期開催でないため、日常の食材を調達する場とはなっていない。従来の直売所の場合、農家が朝一番に納品し、夕方に売れ残り分を引取るシステムとなっており、農家が生産と販売を並行して実施するためには、直売所が生産地に隣接することが必須条件となっている。したがって、都市型直売所を定期開催する場合には、都心部での開催場所の確保や、売れ残り商品の取り扱い、物流ルートの構築などが大きな課題となる。マルシェは町の賑わい創出という観点から手軽で効果の期待できる手段であるので、自治体も場所の提供や広報といった支援などで、マルシェの定着化を促進してほしい。

\* 外国人をターゲットとした空港内直売所の設置

海外からの旅行者に対して、お土産用の農産品や酒、加工品などを販売する直売所を空港内に設置することで、一般消費者を対象に日本品の輸出促進を図ることができる。

まず、旅行客のパスポートや航空券から、輸出相手国を特定し、相手国への輸出検疫条件を即座に認識できるようIT技術を活用したシステムを構築する。加えて、長期保存が可能で検疫問題が少ない加工品や、1次産品の規制の少ない香港やシンガポール向けを中心とした農産品の品揃えを拡充する。

相手国に持ち込みが出来ない場合でも、機内での消費を目的に購入を促すなど、旅行客が日本品を食す機会を増やすことにより、輸出規制のある品目に対する相手国のニーズを高めることから始めれば、非関税障壁の撤廃を相手国のニーズが後押しする可能性が生じる。

#### ② ネット上の仮想店舗による海外への販路開拓

楽天市場や、ヤフーショッピングといった仮想店舗での農産品や加工品の販売が好調である。ここではIT技術を用いた顧客ニーズの情報収集が容易であり、顧客志向の農業を促進する上で効果が期待できる。意欲的な農家・農業法人等が、国内のみならず、海外とのネット取引ルートを構築し、販売を行えるよう、国は相手国側の輸出規制緩和等の輸出振興支援を行うべきである。

### (4) 国をあげて輸出促進を

より強い産業として農業を成り立たせるために、国内での消費拡大を促進すると同時に、海外市場にも目を向けることが重要である。

政府は、輸出額目標を 2020 年までに 1 兆円を目指すとしており、2010 年度は輸出総合支援対策として、民間企業等に対して海外での展示会費用や出張費用等の 50%を上限とした補助金 14 億円を予算計上している。

2009 年度の貿易統計によれば、農産物の日本への輸入額が 4 兆 5,609 億円であるのに対し、日本からの輸出はわずか 2,637 億円に留まる。しかも、日本の農産品の純粋な輸出額は 2,637 億円のうち僅か 180 億円程度であり、大半は穀物調製品・菓子類・たばこなど、輸入した外国原料を日本で加工したものが占めている。輸出額目標の 1 兆円を海外原料の日本加工による再輸出によって達成しても、日本の農産品の需要拡大は期待できない。よって、政府は日本の農産品の純粋な輸出拡大に向けた目標額設定を新たに行うべきであり、併せて、その目標額達成に向けた具体的施策および施策実施の主体を明確化すべきである。

世界の食料価格の高騰や、食の安全の重要性が高まったことにより、国内農業は以前より有利な条件で国際競争に臨むことが可能となった。金額ベースで食料の輸出入の均衡を目指すためには、国内農業の競争力強化を加速し、勇気をもって農業の市場開放を行うべきである。

農業の市場開放を行えば、国内農産品の輸出促進が容易になるため、需要の拡大が見込める。国内農産品の需要が拡大すれば、調整田や、耕作放棄地などの未利用資源を最大限活用することが可能となる。このように、輸出促進による需要拡大は、国内農業の再生に資するのみならず、有事の際には農業資源を国内需要に振り向けることにより食料安全保障にも資する施策である。

農業の市場開放は、WTO、FTA交渉において、国の強い切り札となり、交渉を有利に運ぶことが可能となる。1 次農産品の輸出の場合は、関税障壁とは別に、輸出検疫等の非関税障壁を交渉する際に有利となる。また、農業の市場開放は、EPA、FTAの締結を促進させることにより、他産業の競争力をも向上させ、貿易立国日本の総合力強化につながるのである。

## ① コメの輸出

米食文化を有し、輸送距離も短いアジアの国々は、有力な輸出相手国である。特に、中国向けのコメの輸出については、現状では、神奈川県「全農パールライス東日本株式会社」のみが指定工場として取り扱い可能であるが、日本海側のコメの生産地付近に国の支援により指定工場を設置し、積極的に中国に対するコメの拡販を行うことを期待する。

## ② 果物の輸出

日本の果物は海外で高く評価されており、有力な輸出品となりうる。例えば、中国向けについては、青果は、りんごと梨だけが中国の国家品質監督検査検疫総局の「入境動物植物検疫許可証」を取得して輸出を認められているが、検疫総局が許可証発行に慎重なため許可証が取れず、他の果物は事実上、中国国内への持ち込みが許可されていない。しかし、ジュースやゼリー等の加工品であれば、他の青果輸出も可能であることから、検疫について中国と交

涉しつつ、原料の風味を損なわない新しい加工方法などを研究し、加工品での拡販の推進をするべきである。

### ③ 食文化の輸出

コメを主食とした伝統的な日本型食生活は、栄養バランスがとれ非常にすぐれた食生活であり、和食は世界から健康食として高い評価を受けている。例えば、韓国では、おでんと熱燗がブームで日本酒の消費が増えている。日本の食材の輸出促進のためにも、海外に日本の食文化を広めるべきである。国は、海外での展示会等の活動に加え、海外からの旅行客向けに、航空会社の機内誌に和食文化の紹介記事を掲載する、空港に和食文化案内ブースを設けるなど、一般消費者に直接働きかける広報を支援するべきである。

## 《提言5. 関西は、農業と食の情報発信基地となろう》

関西の農業の現状をみるに、耕作放棄地は1.9万haにもものぼる。10年前の面積と比較すると1.7倍に拡大しており、これは琵琶湖の1/4の面積に匹敵する。また、農業従事者は2005年農林業センサスによると28万2,296戸(2000年の農林業センサスと比較して、2万5,239戸減少)、現在は、農業従事者の約6割を65歳以上が占めている。

関西の農業の特徴としては「農業規模が小さい」「大消費圏に近い」「南北に広がる地理的条件によって多様な農産物が生産できる」といったことなどが挙げられる。また、「大学や企業が集積している」ことも関西の特徴である。

本格的な農業参入が一番望ましいが、環境対策(屋上緑化、農業参入による温室効果ガス排出量削減)、CSR活動、農商工連携など何らかの形で、関西の企業は積極的に農業に携わるべきである。

### (1) 関西は、高付加価値と多角化を志向した農業を極めよう

農業の規模が小さい関西、特に大都市に近い農家は、大規模化によるコスト削減には限界があることから、市場の動向や消費者の嗜好の変化に対応した小ロット・多品種の高付加価値農産物の生産に力点を置いた方がよい。また、大都市での直売所・マルシェ開催など消費圏に近いメリットを活かして、新たな販売ルートを探求することが可能である。すなわち、栽培する農産物の多品目化・新たな栽培や農産物の開発といった水平方向の多角化および生産のみならず販売にも関わるという垂直方向の多角化を目指すべきである。

### (2) 関西は、農業・食の知の集積地を目指そう

関西には大学や企業の集積があり、大消費圏に隣接するため、試験販売などのマーケティングが行いやすい。そして、マーケティング結果を踏まえた、新たな研究・開発を行うことが可能である。関西は、研究・生産・販売のプロセスを一貫して行える強みを生かし、新しい農産物の開発などの研究分野で日本農業の競争力強化に貢献することが可能である。

研究者は、農業の生産性向上および農家の収益率向上に資する研究に注力し、遊休農地における新種農産物の栽培やバイオマスの研究場としての耕作放棄地の利用など、将来の食料・エネルギー問題を踏まえ、安全保障確立のための研究に取り組むことを期待する。

海外に目を向ければ、オランダのフードバレーが食の知識の集積地として有名だが、関西は、世界から優秀な人材を呼び込み、世界市場のニーズを研究し、新種改良・栽培の共同プロジェクトを行うなど、国際色豊かな農業を模索し、農業・食の知の集積地を目指すべきである。また、関西は日本の誇る食文化を世界に発信する基地としても、大きな役割を担っている。

### (3) 関西は、学校教育やボランティアに農業を生かそう

都心に近いことから、関西の農地を学校の食育の場や、ボランティア活動の場として活用

することが可能である。

和歌山県は、地域活性化や景観保全に取り組むために、2008年度より「企業のふるさと」プロジェクトを開始し、趣旨に賛同した伊藤忠商事・かつらぎ町・天野の里づくりの会は、米作りや地域行事への参加、清掃ボランティアなどを中心とした交流を始めている。農村が活性化される一方、企業側は、社員に対する研修・福利厚生を提供、農業に対する理解の深化、社会貢献といったメリットを享受している。

## ～おわりに～

国は、本年3月30日に、2010年度より開始する「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定した。食料自給率(カロリーベース)の数値目標を現行の45%から2020年度に50%に引き上げ、その達成のために小麦・飼料用米・米粉用米、大豆などの生産振興を図るとしている。しかし、具体的にどのような施策を実行し、誰が責任をもって目標を達成に導くのが不明確である。農業従事者の意見や農業の現状を十分に調査した上で、国、地方自治体、農業従事者の役割分担を明確化し、必ず目標を達成することを期待する。

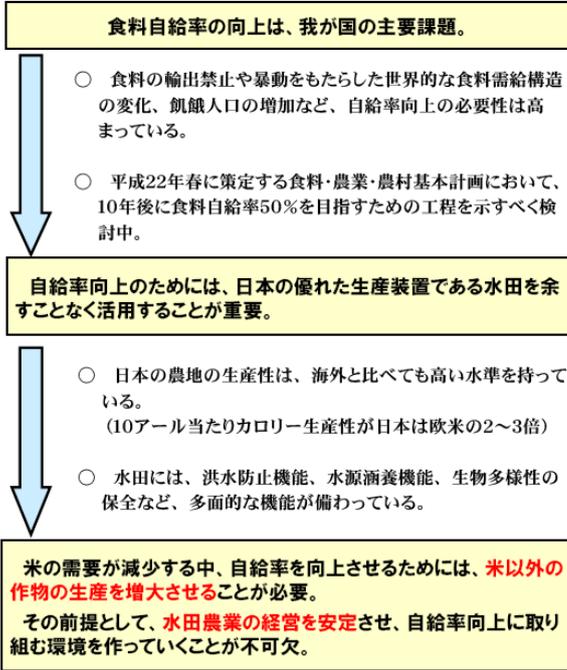
国家戦略室は、昨年末に閣議決定した「成長戦略」の実行計画を6月までにとりまとめる方針である。日本の農業の中・長期的な国のビジョンを明確化し、具体策を明示することにより、新しいビジョンの実現に向けて真に新しい制度を設計するとすれば、これが大きな転機となる。国は、これまでの政策のプラスの成果を引き継ぎつつ、抜本的改革にもチャレンジすべきである。利害関係者の圧力や役所の縄張りなどが交錯する中で、当初の改革のねらいが変質してしまうことのないよう留意しつつ、本提言を契機として、国が「猫の目農政」に陥らず、農業の競争力強化に資する農政改革を断行することを期待する。

以上

戸別所得補償制度に関するモデル対策

[5,618億円]

I 戸別所得補償制度が目指す方向



II 平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として  
 ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成  
 ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成  
 を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資する。

1 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

水田利活用自給力向上事業[2,167億円]

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

(1) 交付単価

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	—

(2) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とする。

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

- ア 単価設定の弾力的運用等
  - ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
  - ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
  - ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果
- イ 激変緩和調整枠の設定
  - ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

## 2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

米戸別所得補償モデル事業【3,371億円】

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する。

### (1) 交付単価

定額部分 (10a当たり)	1万5千円 (標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

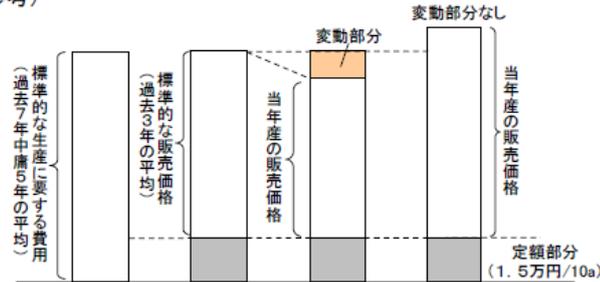
### (2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

### (3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(参考)



## 3 推進事業等

### (1) 戸別所得補償制度導入推進事業

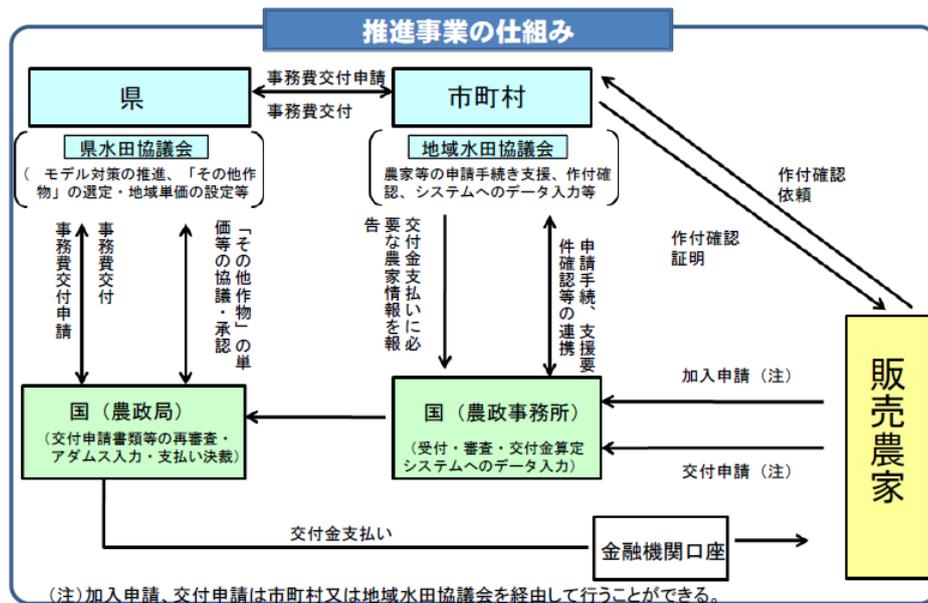
【76億円】

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要な、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

### (2) 統計調査事業

【4億円】

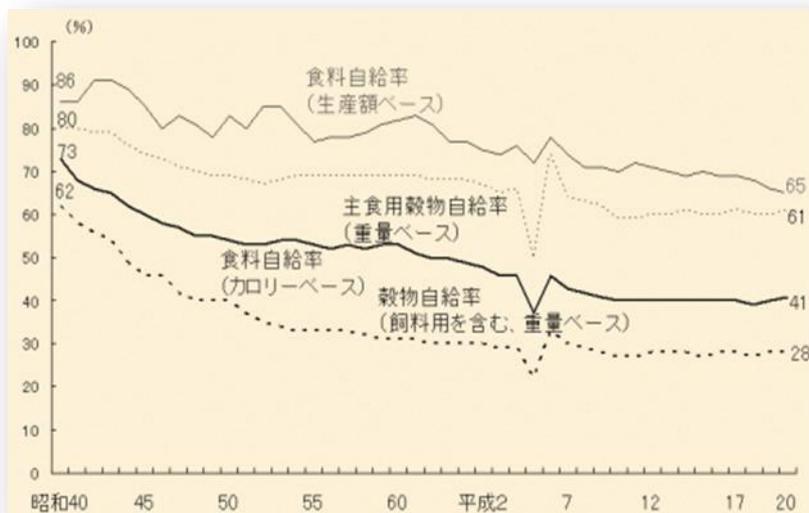
平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。



資料:農林水産省「戸別所得補償モデル対策に関する説明資料(平成22年2月1日現在)」

<資料2>

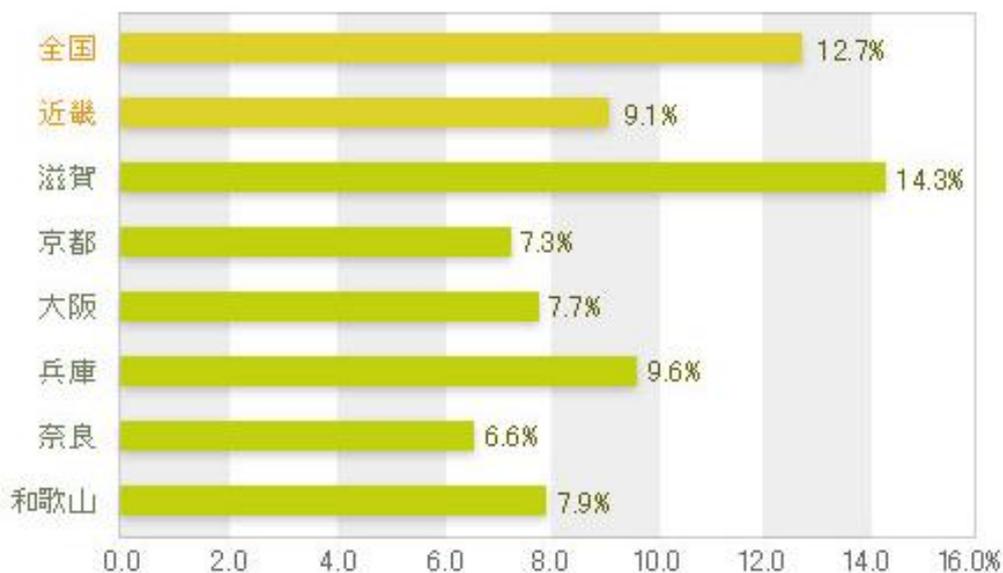
日本の食料自給率の推移



資料: 農林水産省「食料自給率の部屋 食料自給率の推移」

<資料3>

総土地面積に占める農地面積の割合



資料: 近畿農政局「水土里の近畿を次世代に 近畿の農業農村」

<資料4>

耕作面積、農業就業人口等の推移

	1965年	1975	1985	1995	2005
耕地面積 (万ha)	600	557	538	504	469
	増減率 (%)	▲ 7	▲ 10	▲ 16	▲ 22
耕作放棄地 面積(万ha)	—	13.1	13.5	24.4	38.6
	増減率 (%)	—	3	86	194
総農家数 (万戸)	566	495	423	344	285
	増減率 (%)	▲ 13	▲ 25	▲ 39	▲ 50
農業就業人口 (万人)	1,151	791	543	414	335
	増減率 (%)	▲ 31	▲ 53	▲ 64	▲ 71
基幹的農業 従事者(万人)	894	489	346	256	224
	増減率 (%)	▲ 45	▲ 61	▲ 71	▲ 75
65歳以上 (%)	—	—	19.5	39.7	57.4

資料：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」  
 注：1) 増減率は、1965年比(耕作放棄地面積は1975年比)  
 2) 1985年以降の農業就業人口及び基幹的農業従事者は、販売農家  
 ベースの数値

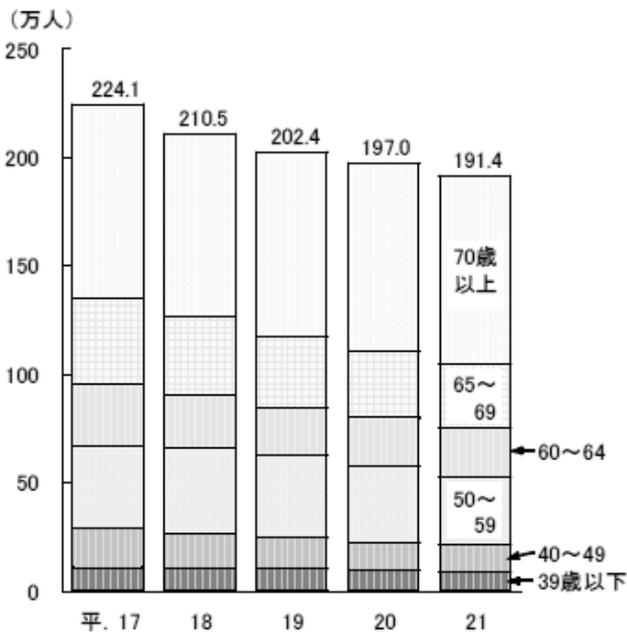
1戸当たり農地面積の国際比較

	農家1戸 当たりの 農地面積	日本と の比較
日本 (2006年)	1.8ha	—
米国 (2005年)	180.2ha	99倍
E U (2005年)	16.9ha	9倍
豪州 (2004年)	3,423.8ha	1,902倍

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、米国  
 農務省資料、欧州委員会資料、豪州農業資  
 源経済局資料  
 注：日本の数値は、販売農家1戸当り  
 の経営耕地面積

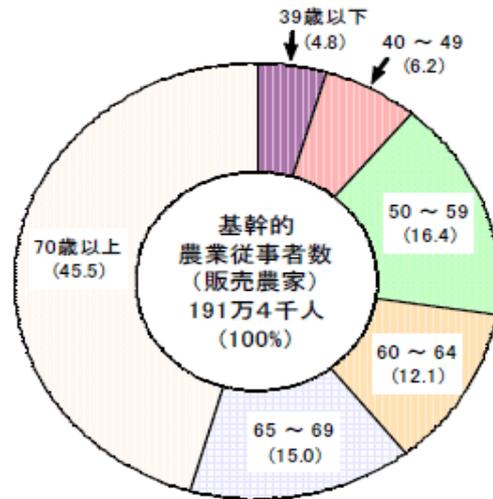
<資料5>

基幹的農業従事者の推移



注：平成17年値は農林業センサス値である。

年齢別基幹的農業従事者の構成割合



資料：農林水産省「平成21年農業構造動態調査結果の概要(平成21年2月1日現在)」

<資料6>

農業の多面的機能の貨幣評価の比較対照表

(答申本体に盛り込まれた評価)

項目	従来の評価方法	従来の評価額	学術会議による評価方法	新たな評価額
洪水防止	水田及び畑の大雨時における貯水能力を、全国一律に完了した治水ダムを含む建設単価を用いて評価(代替法)	28,789 億円	地域性を考慮し、近年のダム建設の困難性を踏まえ、現在建設中の治水ダムの建設単価を用いて評価を見直し(代替法)	34,988 億円
水源涵養	水田の灌漑用水を河川に安定的に還元する能力を、全国一律に完了した利水ダムを含む建設単価を用いて評価(代替法) 水田・畑の地下水涵養量を、水価割安額により評価(直接法)	12,887 億円	地域性を考慮し、近年のダム建設の困難性を踏まえ、現在建設中の利水ダムの建設単価を用いて評価を見直し(代替法) (直接法)	15,170 億円
土壌侵食防止	農地の耕作により抑止されている推定土壌侵食量を、全国一律に完了した砂防ダムを含む建設単価を用いて評価(代替法)	2,851 億円	地域性を考慮し、近年のダム建設の困難性を踏まえ、現在建設中の砂防ダムの建設単価を用いて評価を見直し(代替法)	3,318 億円
土砂崩壊防止	水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価(直接法)	1,428 億円	より実態に近い最近年次の基礎的データを使用して再評価(直接法)	4,782 億円

資料:農林水産省「21世紀への提言 Solution 農業・農村の多面的機能を見直そう」

農業・林業の主な多面的機能の貨幣評価(三菱総合研究所調べ)

機能	評価額(年)
土壌浸食防止・表面侵食防止	28兆5883億円
水質浄化	14兆6361億円
水資源貯留・河川流況の安定	10兆2040億円
洪水防止・緩和	9兆9674億円
保健休養・やすらぎ	4兆6304億円
二酸化炭素吸収	1兆2391億円

資料:「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」

(株)三菱総合研究所 平成13年11月

<資料7>

平成 22 年産米の都道府県別の生産量目標(需要量に関する情報)

(単位:トン、ha)

都道府県	生産数量目標	面積換算値	都道府県	生産数量目標	面積換算値
北海道	604,510	112,990	滋賀	174,460	33,680
青森	267,300	46,090	京都	80,720	15,800
岩手	295,240	55,390	大阪	28,000	5,680
宮城	382,210	72,120	兵庫	193,010	38,300
秋田	461,870	80,610	奈良	43,630	8,500
山形	381,170	64,170	和歌山	37,130	7,530
福島	365,020	67,970	鳥取	72,360	14,080
茨城	355,390	68,340	島根	98,000	19,250
栃木	321,790	59,700	岡山	167,230	31,790
群馬	83,250	16,850	広島	138,090	26,400
埼玉	161,280	32,710	山口	121,630	24,130
千葉	262,150	49,180	徳島	60,880	12,840
東京	930	230	香川	76,490	15,330
神奈川	14,940	3,060	愛媛	79,680	16,000
新潟	557,830	103,490	高知	52,070	11,340
富山	206,730	38,640	福岡	197,350	39,550
石川	132,430	25,520	佐賀	152,220	28,880
福井	136,060	26,320	長崎	67,120	14,160
山梨	28,750	5,260	熊本	207,080	40,210
長野	205,900	33,050	大分	126,910	25,230
岐阜	122,770	25,160	宮崎	102,940	20,880
静岡	87,390	16,770	鹿児島	120,360	25,130
愛知	144,250	28,450	沖縄	3,210	1,040
三重	150,260	30,050	全国計	813万トン	154万ha

資料:農林水産省「平成 22 年産米の都道府県別の生産数量目標(需要量に関する情報)について」

<資料8>

世界人口の推移

年次	世界 (100万人)	州別内訳					
		アジア	北アメリカ	南アメリカ	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア
1950	2,529	1,403	227	112	547	227	13
1955	2,763	1,542	250	129	575	253	14
1960	3,023	1,694	276	148	604	285	16
1965	3,332	1,886	302	169	634	322	18
1970	3,686	2,125	326	191	656	367	20
1975	4,061	2,379	351	215	676	419	21
1980	4,438	2,623	376	241	693	482	23
1985	4,846	2,890	400	268	707	556	25
1990	5,290	3,179	429	296	721	639	27
1995	5,713	3,448	461	322	727	726	29
1996	5,795	3,499	467	327	728	744	29
1997	5,876	3,550	474	332	727	763	30
1998	5,956	3,600	480	337	727	781	30
1999	6,036	3,649	486	342	727	800	31
2000	6,115	3,698	492	347	727	819	31
2001	6,195	3,747	498	352	727	839	32
2002	6,274	3,795	504	357	727	859	32
2003	6,354	3,842	509	362	728	879	33
2004	6,433	3,890	515	367	729	900	33
2005	6,512	3,937	520	372	729	921	34
2006	6,592	3,983	525	376	730	943	34
2007	6,671	4,029	531	381	731	965	34
2008	6,750	4,075	536	385	732	987	35
2009	6,829	4,121	542	389	732	1,010	35
2010	6,909	4,167	547	393	733	1,033	36
2015	7,302	4,391	574	413	734	1,153	38
2020	7,675	4,596	599	430	733	1,276	40
2025	8,012	4,773	622	445	729	1,400	43
2030	8,309	4,917	642	458	723	1,524	45
2035	8,571	5,032	660	468	716	1,648	46
2040	8,801	5,125	674	475	708	1,770	48
2045	8,996	5,193	686	480	700	1,887	50
2050	9,150	5,231	695	483	691	1,998	51

資料：UN, World Population Prospects: The 2008 Revision

<資料9>

都道府県別学校給食実施状況(公立中学校数)

平成20年5月1日現在

都道府県名	総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
		学校数	百分比	学校数	百分比	学校数	百分比	学校数	百分比
北海道	668	644	96.4	6	0.9	16	2.4	666	99.7
青森県	171	139	81.3	3	1.8	29	17.0	171	100.0
岩手県	192	154	80.2	5	2.6	33	17.2	192	100.0
宮城県	220	205	93.2	5	2.3	7	3.2	217	98.6
秋田県	132	131	99.2	-	-	-	-	131	99.2
山形県	124	90	72.6	8	6.5	26	21.0	124	100.0
福島県	239	224	93.7	-	-	15	6.3	239	100.0
茨城県	234	231	98.7	3	1.3	-	-	234	100.0
栃木県	170	167	98.2	-	-	-	-	167	98.2
群馬県	174	172	98.9	-	-	1	0.6	173	99.4
埼玉県	426	424	99.5	-	-	1	0.2	425	99.8
千葉県	384	380	99.0	-	-	4	1.0	384	100.0
東京都	635	563	88.7	-	-	60	9.4	623	98.1
神奈川県	414	67	16.2	-	-	201	48.6	268	64.7
新潟県	243	234	96.3	1	0.4	7	2.9	242	99.6
富山県	83	83	100.0	-	-	-	-	83	100.0
石川県	101	97	96.0	-	-	2	2.0	99	98.0
福井県	80	76	95.0	4	5.0	-	-	80	100.0
山梨県	96	92	95.8	-	-	-	-	92	95.8
長野県	195	193	99.0	-	-	-	-	193	99.0
岐阜県	191	190	99.5	-	-	-	-	190	99.5
静岡県	265	256	96.6	1	0.4	7	2.6	264	99.6
愛知県	413	413	100.0	-	-	-	-	413	100.0
三重県	170	83	48.8	1	0.6	51	30.0	135	79.4
滋賀県	100	50	50.0	2	2.0	5	5.0	57	57.0
京都府	175	108	61.7	-	-	15	8.6	123	70.3
大阪府	465	36	7.7	11	2.4	31	6.7	78	16.8
兵庫県	357	177	49.6	1	0.3	110	30.8	288	80.7
奈良県	107	74	69.2	-	-	4	3.7	78	72.9
和歌山県	136	75	55.1	-	-	3	2.2	78	57.4
鳥取県	61	47	77.0	1	1.6	12	19.7	60	98.4
島根県	104	95	91.3	-	-	7	6.7	102	98.1
岡山県	164	155	94.5	1	0.6	7	4.3	163	99.4
広島県	250	155	62.0	8	3.2	76	30.4	239	95.6
山口県	166	156	94.0	-	-	9	5.4	165	99.4
徳島県	90	89	98.9	-	-	-	-	89	98.9
香川県	76	74	97.4	-	-	2	2.6	76	100.0
愛媛県	144	143	99.3	-	-	-	-	143	99.3
高知県	118	69	58.5	-	-	25	21.2	94	79.7
福岡県	350	223	63.7	-	-	127	36.3	350	100.0
佐賀県	97	71	73.2	4	4.1	17	17.5	92	94.8
長崎県	195	157	80.5	-	-	37	19.0	194	99.5
熊本県	182	181	99.5	1	0.5	-	-	182	100.0
大分県	140	137	97.9	-	-	3	2.1	140	100.0
宮崎県	139	138	99.3	-	-	-	-	138	99.3
鹿児島県	262	260	99.2	-	-	-	-	260	99.2
沖縄県	155	154	99.4	-	-	-	-	154	99.4
計	10,053	8,132	80.9	66	0.7	950	9.4	9,148	91.0

資料:文部科学省「都道府県別学校給食実施状況(公立中学校数)」

<資料10>

農林水産物の輸入・輸出額

単位：億円

	平成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
輸入額合計	76,574	80,859	85,574	87,082	66,661
農産物計	47,922	50,041	55,304	59,821	45,609
うち 豚肉	4,822	3,836	4,036	4,311	3,684
うち とうもろこし	2,851	3,008	4,517	5,776	3,517
林産物計	11,965	13,749	13,905	11,565	8,085
うち 製材加工	3,198	3,527	3,456	2,722	1,969
うち チップ	2,264	2,454	2,879	3,039	1,980
水産物計	16,687	17,068	16,365	15,696	12,967
うち えび	2,352	2,480	2,259	1,975	1,720
うち かつお・まぐろ	2,152	2,306	2,174	2,154	1,868
輸出額合計	4,008 (3,310)	4,490 (3,739)	5,160 (4,337)	5,078 (4,312)	4,454 (3,843)
農産物計	2,168 (1,772)	2,359 (1,946)	2,678 (2,220)	2,883 (2,437)	2,637 (2,217)
うち りんご	54	57	80	74	54
うち ながいも等	12	18	19	21	18
林産物計	92	90	104	118	93
うち 丸太	4	4	4	7	5
水産物計	1,748 (1,447)	2,041 (1,703)	2,378 (2,013)	2,077 (1,757)	1,724 (1,533)
うち さけ・ます	147	177	134	103	131
うち かつお・まぐろ	164	150	230	196	119

資料：財務省「貿易統計」

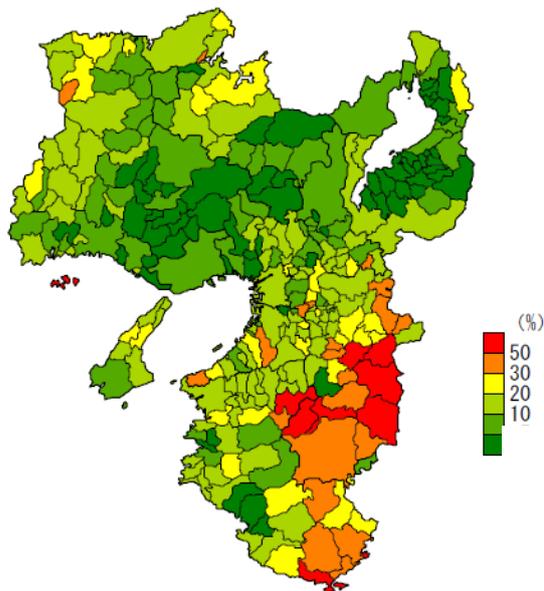
注：輸出額の（）書きはアルコール飲料、たばこ、真珠を除いた金額を掲載している。

<資料11>

近畿地方の耕作放棄地の動向

○近畿地域の平成17年の耕作放棄地面積は1万8千ha(琵琶湖1/4個分に相当)。土地持ち非農家と自給的農家の割合が上昇  
 ○耕作放棄地の発生要因として最も多い理由は「高齢化・労働力不足」によるもの

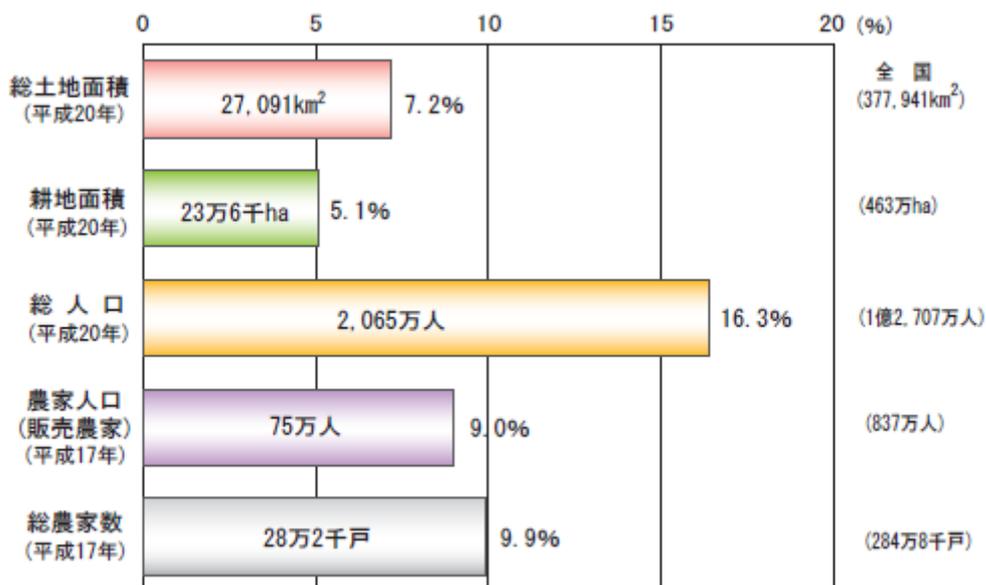
市町村別耕作放棄地率分布図(近畿)



資料:農林水産省「2005年農林業センサス(概数値)」

<資料12>

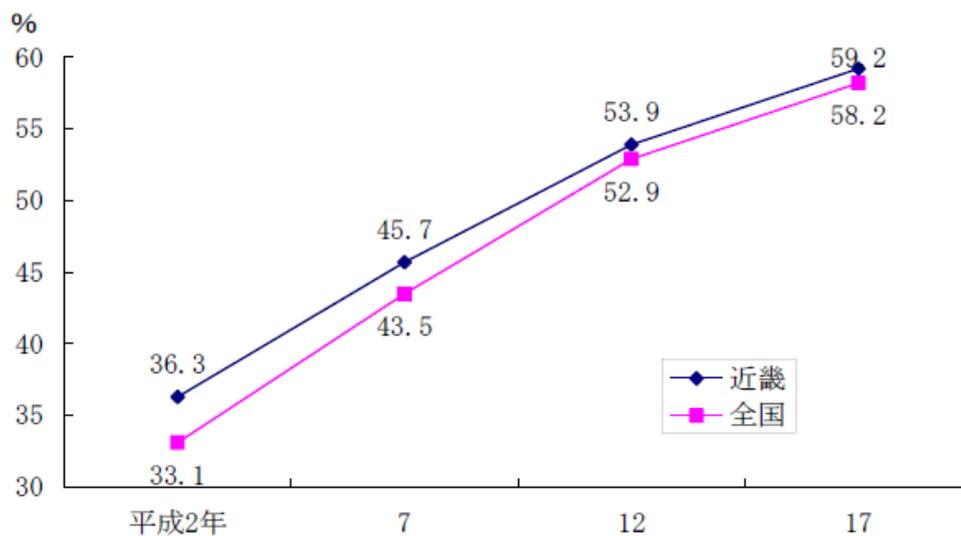
近畿地域の全国に占める割合



資料:国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調査」(平成20年4月1日現在)  
 総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(平成20年3月31日現在)  
 農林水産省「2005年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計調査」(平成20年)

<資料13>

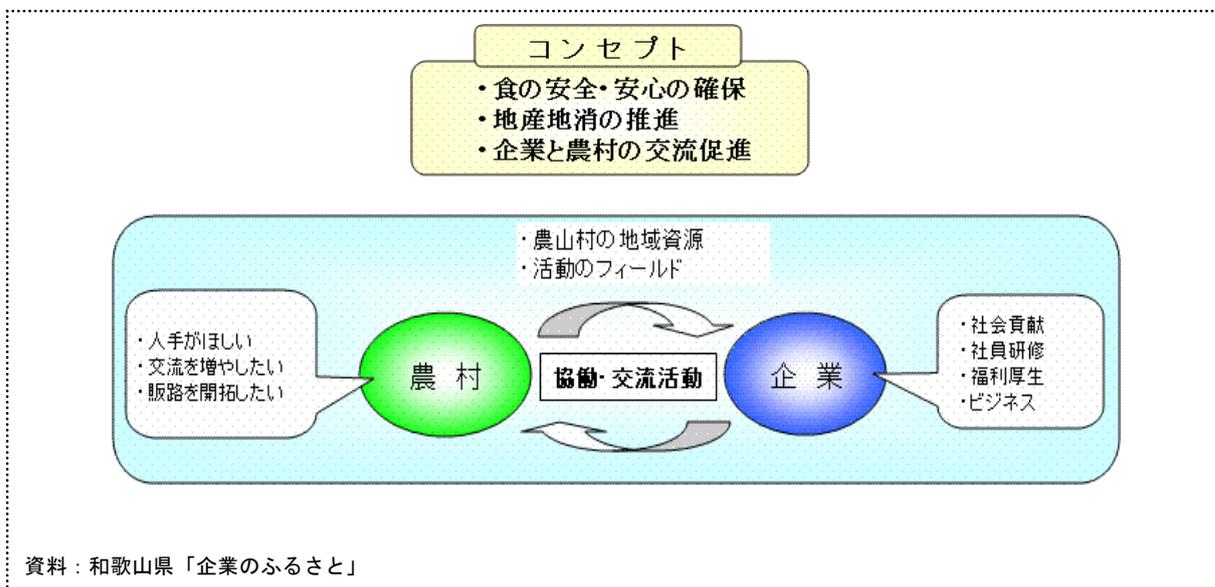
農業就業人口に占める高齢者(65歳以上)の割合(販売農家)



資料: 農林水産用「農林業センサス」

<資料14>

「企業のふるさと」



資料: 和歌山県「企業のふるさと」

## 活動状況

---

平成21年

- 6月18日 正副委員長会議  
「平成21年度の活動方針について」
- 8月6日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○近畿経済産業局
- 8月20日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○JA兵庫中央会
- 9月3日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○JA滋賀中央会  
○JAグリーン近江  
○滋賀県  
○滋賀県農業会議  
○農事組合法人 夢ファームせんだ
- 9月8日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○JAならけん
- 9月10日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○京都府  
○京都府農業委員会
- 9月24日 委員長会社ヒアリング  
○JA和歌山中央会
- 9月28日 正副委員長会議内講演会  
「農業の現状と課題  
農が変わる、農が応える、今 未来への布石を  
生命を育む『食』、食を生み出す『農』、環境を守る『農山漁村』」  
講師：ヤンマー株式会社 取締役副社長 阿部修司氏
- 10月1日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○JA大阪中央会
- 10月14日 講演会・正副委員長会議  
「日本農業の新局面と政策課題」  
講師：東京大学大学院農学生命科学研究科長・農学部長  
生源寺真一氏
- 10月15日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○JA京都中央会
- 11月4日 講演会・正副委員長会議  
「農業で働くということ  
～農の現場が求める人材像と企業による育成のあり方～」  
講師：株式会社パソナグループ 取締役専務執行役員  
山本絹子氏
- 11月17日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○JA大阪泉州農産物直売所「こーたり～な」

12月17日 講演会・正副委員長会議  
「日本農業再生のみちすじ～新政権の農業政策～」  
講師：農林水産副大臣 山田 正彦氏

12月22日 委員長会社・事務局ヒアリング  
○ふるさと回帰支援センター

平成22年

1月18日 正副委員長会議  
「本年度の委員会活動取り纏め骨子案について」

2月26日 スタッフ会  
「本年度の提言案について」

3月 2日 ヒアリング  
○民主党 筒井 信隆 衆議院議員(ネクスト農林水産大臣)  
○山田正彦農林水産副大臣  
○農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム  
○農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室  
○農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課

3月18日 正副委員長会議  
「本年度の提言案について」

4月27日 常任幹事会・幹事会にて 提言案「農業を国家プロジェクトとして再生・強化せよ」を審議
--

5月13日 提言 「農業を国家プロジェクトとして再生・強化せよ」を記者発表
--

以上

# 平成 21 年度 農業委員会 名簿

(2010 年 4 月 26 日現在)

委員長	加藤 誠	伊藤忠商事(株)	相談役
副委員長	松本 孝	三和実業(株)	取締役社長
〃	柳 謙三	サントリーホールディングス(株) (財)サントリー生物有機科学研究所	顧問 理事長
〃	浅原 和人	不二製油(株)	特別顧問
〃	志賀 茂	がんこフードサービス(株)	代表取締役社長
〃	桐山 健一	(株)神戸屋	取締役社長
〃	酒井 真理	ピーチプロモーション(株)	代表取締役
〃	二宮 裕次	アサヒビール(株)	常務執行役員近畿圏 統括本部長
〃	佐野 和生	雪印乳業(株)	常務執行役員関西販売 本部長
〃	中川 晋	日清食品ホールディングス(株)	代表取締役専務取締役 ・ＣＯＯ
〃	岡田 信吾	星光ビル管理(株)	取締役社長
〃	岩崎 佑子	(株)岩崎企画	代表取締役社長
〃	山本 絹子	(株)パソナグループ	取締役専務執行役員
〃	阪口 春男	協和綜合法律事務所	所長弁護士
〃	岡田 章	DEAR CULTURE	代表
〃	香川 芳江	香川メディカルグループ	理事長
〃	川西 修	幸南食糧(株)	代表取締役
〃	武内 重治	伊丹老松酒造(株)	代表取締役
〃	桑原 正人	サラヤ(株)	取締役
〃	信多 広一	野里電機(株)	取締役社長
〃	林 守也	(株)クボタ	取締役副会長
〃	阿部 修司	ヤンマー(株)	取締役副社長
〃	細井 敦子	(株)暁金属工業	代表取締役社長
スタッフ	的場 佳子	伊藤忠商事(株)	大阪秘書室長
〃	三木 美和	伊藤忠商事(株)	大阪秘書室
〃	荻原美津子	三和実業(株)	専務
〃	小倉由紀	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
〃	村瀬 勇	(株)神戸屋	経営企画部企画課課長
〃	鎌田 幸代	ピーチプロモーション(株)	司会・ 運営統括マネージャー
〃	今川 隆介	アサヒビール(株)	顧問
〃	菅原 潤	雪印乳業(株)	関西販売本部 営業管理グループ
〃	南出 典子	(株)岩崎企画	営業部長
〃	藤田 智子	(株)ネクストキャリア	大阪支店長
〃	湊本 直樹	協和綜合法律事務所	事務員
〃	岡田 昭子	DEAR CULTURE	講師
〃	田邊 健二	香川メディカルグループ	事務長
〃	岩崎 光義	幸南食糧(株)	営業企画推進部 部長代理

〃	遠藤 芳幸	伊丹老松酒造(株)	営業課長
スタッフ	稲垣 勇一	(株)クボタ	機械営業総括部 マーケティンググループ長
〃	橋本 康治	ヤンマー(株)	社長室リレーションニング グループ部長
〃	大畑 直毅	(株)暁金属工業	技術部
代表幹事 スタッフ	廣瀬 茂夫	(株)三井住友銀行	経営企画部部長
〃	伊藤 誠治	(株)三井住友銀行	経営企画部 金融調査室次長
〃	福地 俊明	南海電気鉄道(株)	経営政策室 経営企画部部長
〃	土居 和良	南海電気鉄道(株)	経営政策室 経営企画部部長
事務局 スタッフ	斉藤 行巨	(社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
〃	松尾 康弘	(社)関西経済同友会	事務局次長兼 企画調査部長
〃	與口 修	(社)関西経済同友会	企画調査部課長代理
〃	本宮亜希子	(社)関西経済同友会	企画調査部